

．用語の定義

本基準で用いられる用語の定義は、以下のとおりである。

- 1．コンピュータ不正アクセス（以下「不正アクセス」とする。）
システムを利用する者が、その者に与えられた権限によって許された行為以外の行為をネットワークを介して意図的に行うこと。
- 2．ソフトウェア
システムプログラム、アプリケーションプログラム、ユーティリティプログラム等のプログラム及びそれに付随するデータ
- 3．コンピュータ
ネットワークに接続され得るコンピュータであり、ルータ、交換機等の通信用コンピュータ及びその他専用コンピュータを含むもの。
- 4．ネットワーク
通信回線及び通信機器の複合体
- 5．システム
コンピュータ及びネットワークの複合体
- 6．ファイル
記憶装置又は記録媒体上に記録されているプログラム、データ等
- 7．機器
ハードウェア、通信回線又は通信機器
- 8．バックアップ
プログラム、データ等と同一の内容を別の媒体に記録すること。
- 9．保守機能
システムを正常な状態に維持するための機能